

### 「雇用就農資金」(雇用就農者育成・独立支援タイプ) 令和6年度第3回募集 申請書類一覧(チェックリスト)

農 業 法 人 等 名 :株式会社肥後熊本ファーム

法人等雇用就農者名 : 熊本 太郎

雇用主名及び従業員氏名を記入。

□にチェック(✔)をつけ、提出漏れがないようにしてください。

※「応募申請フォーム」から申請する場合は、書類 1「雇用就農資金申請書(事業申請書)(様式第 2 号)」はフォーム上で入力、2「法人等雇用就農者の履歴書」以降は作成した必要書類のデータをフォームにアップロードすることにより、応募申請をWEB上で完結できます。

### 【必ず提出する書類】

該当する内容は、全て☑を付ける

No	書類名	内容・注意点	✔欄
1	事業申請書	様式第2号	
	※ 「応募申請フォーム」から	【記載事項】	
	申請する場合は、フォーム	1 農業法人等の概要(※)	
	上で情報を入力してくださ	2 定着率、新規就農者増加分	
	ر١ <sub>°</sub>	3 働き方改革実行計画	
		4 反社会的勢力の排除に関する誓約	
	1~8全て必須	5 個人情報の取扱いに関する同意	
		6 法人等雇用就農者の概要	
		7 雇用契約内容確認書	
		8 研修計画	
		※ 1 農業法人等の概要「労働環境整備」のうち、「③	
		農業の「働き方改革」に資する施設の整備」で「既	
		に取り組んでいる」を選択した場合は、該当施設の	
		<u>写真を提出</u> すること	
		※ 1 農業法人等の概要「労働環境整備」のうち「④	
		次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「プラチ	
		ナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」)	
		を受けている」又は「⑤女性の職業生活における活	
		躍の推進に関する法律に基づく認定(「プラチナえ	
		るぼし」又は「えるぼし」)を受けている」で「既	
		に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認	
		定証の写しや写真を提出すること(過去に提出済み	
		の場合は原則不要)	
2	法人等雇用就農者の履歴書	参考様式①	
	全て必須 ※従業員の農業経験年数を確認	※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、	
	<u> </u>	写真を添付してください。	
3	環境負荷低減のクロスコンプ	別紙①	
	ライアンス チェックシート	※「農業経営体向け」または「畜産経営体向け」のいずれか	
		のシートを、チェック漏れがないよう記入して提出してく	<b>V</b>
	※「応募申請フォーム」から申	ださい(複数名応募している場合は1部のみ提出)。	

記入例

請する場合は、フォーム上で情報を入力してください。

全て必須

※耕畜複合経営の場合は、売上金額の多い方の書類を記入、提出下さい

※農業経営体の場合は全てチェック、畜産経営体は一部を除き、原則全 てチェック下さい。応募時は原則取組宣言を頂くことになりますが、 採択後は適宜取り組み状況報告を助成金申請時に頂く場合がある為、 予めご留意下さい。

### 【過去に本事業等で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類】

- ※ 「本事業等」とは、雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は雇用就農者実践研修支援事業を指します。
- ※ 複数名応募している場合は1部のみ提出。

	、			
No	書類名	内容・注意点	✔欄	
4	研修指導者の履歴書	参考様式②		
	過去、前述事業を活用して研修指 導者の登録をされていない方が 研修指導者をする場合は必須。 ※指導者の農業経験年数を確認	<ul><li>※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください。</li><li>※複数の研修指導者を置く場合は、全員の履歴書を添付してください。</li></ul>	Ø	
5	耕作証明書等の写し 過去、前述事業を活用した事がない場合は必須。 ※ <u>申請する経営体が農業生産活動を行っているかを確認。</u> ※個人経営から法人経営への移行で農地の権利設定をこれから行う場合は、手続き中である事が判る理由書の提出必要。	・畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることができない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証する書類の写しを提出・新規就農者を雇用して技術を習得させる機関の場合は、当該機関の定款、規約・設置要領等の写し※を提出※提出は、当該機関の定款、規約・設置要領等のうち、①表紙、②就農希望者に対する研修の実施について明記されている部分の写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。	V	
6	補完雇用就農者の履歴書	該当者がいる場合のみ提出(参考様式①) ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、 写真を添付してください。		
7	就業規則の写し 常時従業員10人以上の事業所では労働基準法に基づく「就業規則」(規定集があれば含む)の提出が必須。なお、事業要件では整備迄となっているものの、10人以上で届出されていない場合は、労働基準法の観点から望ましいことではない為、是正を求める場合あり。	常時10人以上の従業員がいる農業法人等の場合は必須。 10人未満であっても就業規則を定めている農業法人等は提出 ※提出は、①表紙、②労働時間関連、③賃金関連、④退職関 連が記入されているページの写しのみで構いません。採択 後の現地確認時に原本を確認します。 ※賃金規程等の別に定める規程がある場合は併せて提出して ください。		

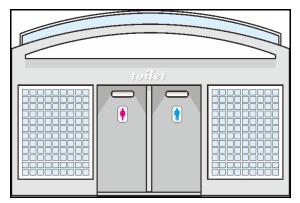
# 記入例

### 【該当する場合のみ、提出が必要な書類】

No	当する場合のみ、提出が必要 書 <sub>類名</sub>	内容・注意点	<b>✓</b> 欄
8	過去の雇用契約書等の写し	正社員として雇用する以前に法人等雇用就農者と雇用関係が	
		ある場合のみ提出	
		申請する従業員について、正社員前にパート等で雇用した場合 は、その時の雇用契約書又は賃金台帳、給与明細等提出。	<b>V</b>
		※正社員とパート等時の労働条件の違いを確認。	
9	研修指導者が認定農業者又は	研修指導者の農業経験が5年未満の場合のみ提出	
	農業次世代人材投資資金(経営	※法人として認定農業者である場合は、代表者のみが研修指	
	開始型)の早期経営確立者であ	導者になれます。	
	ることを証する書類の写し	※過去に本事業等で提出しており、変更がない場合は提出	
		を省略できます。	
10	トライアル雇用実施計画書等	トライアル雇用制度等を活用している場合のみ提出	]
	の写し		
11	法人等雇用就農者以外の従業	法人等雇用就農者が代表者の親族である場合のみ提出	
	員の雇用契約書、雇用保険の加	代表者の三親等以内の親族の従業員を申請する場合は、親族 以外の労働条件が同等の者の雇用契約書又は賃金台帳、給与	П
	入を証明できる書類の写し	明細書、雇用保険資格取得書類を提出。 ※三親等以内従業員の労働条件が優遇されていないか確認。	
		<u>↑</u>	
12	在留カードの写し	法人等雇用就農者が外国人の場合のみ提出	
		在留資格のある定住外国人を従業員として雇用した場合は、 在留証明書を提出。	
13	身体障害者手帳、療育手帳又は	法人等 ※永住権のある定住外国人であるかを確認。	
	精神障害者福祉手帳の写し	多様な人材(障害者)の場合、助成額が増額される為、認定を 受けた障害者であるかを確認。	1
14	生活困窮者自立支援事業にお	法人等 ※医師の診断書等は不可、左記の認定を受けた手帳が必要。	
	いて作成された就労に向けた		
	支援計画(プラン)の写し		
15	刑務所出所者等に係る確認書	法人等雇用就農者が刑務所出所者等(保護観察対象者又は更	
		生緊急保護対象者)の場合のみ提出(参考様式③)	
16	就業規則等の育児・介護短時間	育児・介護を理由に短時間勤務を実施しており、1週間の所	
	勤務規程部分の写し及び育児	定労働時間(年間を通じた平均)が20時間以上35時間未満の	
	・介護短時間勤務の申出書の写	場合のみ提出	
	し。従業員が10人未満で就業規		
	則等に育児・介護短時間勤務規		
	程を定めていない場合は、雇用		
	契約書か労働条件通知書の写		
	し(育児・介護休業法と本人の		
	申出に基づき、期間と始業・終		
	業時刻、休憩時間を明記したも		
	<b>o</b> )		

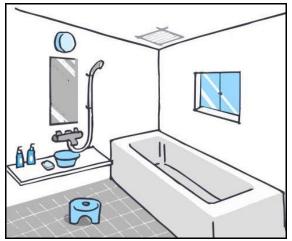


労働環境整備(働き方改革に資する施設を選択)



従業員専用男女別トイレ

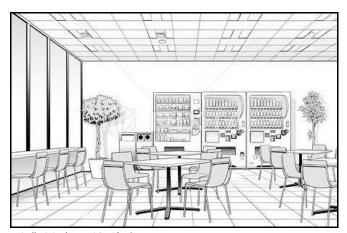
応募書類の「労働環境整備」について「働き方改革に資する施設」を選択した場合、従業員専用の男女別トイレ (兼用不可) や浴室、更衣室 (従業員専用ロッカー)、休憩室 (屋根があるもの、間仕切りされているもの)等を整備していれば、応募申請時に整備されている施設の内観写真・外観写真を撮影し、提出下さい。



従業員専用浴室



従業員専用更衣室



従業員専用休憩室

様式第2号

### (注)提出された資料は返記入例

書類提出する日を記入。

年 月  $\Box$ 

一般社団法人全国農業会議所会長

個人経営体で屋号がある場合は、次の様に記入。 「経営者氏名(屋号名)

フリガナ ( カ) ヒゴクマモトファーム 農業法人等名 株式会社肥後熊本ファーム

所在地 (郵便番号、住所)

代表者役職を記入。個人経営体の場合は、次の様に記入。

〒862-8570 熊本市中央区水前寺1-2-3

代表者役職 代表取締役 フリガナ ( ヒゴイチロウ )

氏名 肥後 一郎

フリガナ ( クマモト タロウ )

雇用就農資金に応募申請する従業員 の氏名を記入

熊本 太郎 法人等雇用就農者氏名

#### 雇用就農資金申請書

令和6年度第3回の雇用就農資金(雇用就農者育成・独立支援タイプ)を実施したく、以下の とおり申請します。

本申請書及び添付書類の記載事項について事実と相違ないこと、また、募集要領に記載の内容 を理解した上で、応募することを誓約します。

なお、本誓約に反したことにより、事業の不採択、採択の取消及び助成金の返還等の不利益を 被ることとなっても、一切異議は申し立ていたしません。また、助成金の返還が生じた際には、

重要

農業法人等の概要

指定期日までに返還いたします。

「応募申請する場合は、経営者、研修指導者、申請する従業員がそれぞれに事業の募集要領を 確認した上で、応募申請書類を作成、確認し、間違いがない事を確認した上で提出する。採 択後に、応募書類の虚偽や募集要領の記載事項の遵守がされていない場合は、助成金が支払

1 成木仏八寸	<b>沙</b>	われず、採択取消や <b>受</b>	を給した助成金がある場合はi	区還を求める場合	合がある。		
経営形態	ア. 法人経営 イ. 個人経営						
電話番号	096 (123)	4567					
携帯電話番号 (※1)	090(1234) 4321 代表者の携帯電話番号を記入。						
FAX番号	096 (123) 7654 FAXで連絡を取る事がある為、記入。無い場合は、記入不要。						
メールアドレス	higo_kumamoto-farm@gmail.com 雇用主側の代表メールアドレスを記入。必須。						
主な作目	野菜	稲作、野菜、果樹、花木	、畜産、麦・豆・芋類、観光	、茶の作目のい	ずれかを記入。		
		年間総売上げ	経常損益	農業関	関連(※2)		
経営状況		(全体)	(個人の場合は所得)	年間	間総売上げ		
	前年(令和3年)	2,000万円	200万円		1,500万円		
従業員数 (農業部門(※)) ①~③のうち、いず	年 月 常時使用する従		の日付を記入すること) 書類提出する日時 年間雇用する正社 パート、外国人技 定技能外国人含む	上員の他、常時 能実習生、特	農業関連売上は、 農産物等の販売額 であり、雑収入等 を除いた金額。		

れか1つ以上の項目 を取り組む。実際に 無理なく取り組め る内容を選択。

①就業規則又はこれに準じるものに年間総労働時間(所定労働時間及び残業時間の合 計) を2,445時間以内とすることを規定

□支援開始後1年以内に新たに取り組む ☑既に取り組んでいる

労働環境整備 ※右記項目を 1つ以上選択

就業規則や年間労働(休日)カレンダー、雇用契約書や労働条件通知書等のいずれかに年間総労働時間( 年間所定内労働時間、年間所定外労働時間)を規定しており、その時間数が2445時間以内となっているか なお、これらの書類が無い場合でも応募申請書類における雇用契約内容確認書で年間所定労働時間+年 間所定外労働時間が2445時間以内になる様な整理をされていれば、「既に取り組んでいる」で問題なし

	②従業員の人材育成及び評価(経営ビジョン、面談、給与表等)の仕組 <b>記入例</b> ※参考様式④~⑥又はこれに準じるものに記載し、実施 □既に取り組んでいる □翌決算期までに新たに取り組む (決算期: 月~ 月)
	経営理念や経営方針、従業員の就業姿勢や能力等を評価する「人事評価シート」、人事評価結果に基づく 昇給の考えを整理した賃金テーブルが全て定められており、それを運用している場合、「既に取り組んで いる」を選択。翌決算期までに整備・運用する場合は「翌決算期までに新たに取り組む」を選択。
	③農業の「働き方改革」に資する施設を整備 ※既に取り組んでいる場合は該当施設の写真を添付すること ☑既に取り組んでいる  □支援開始後1年以内に新たに取り組む
	従業員専用の休憩室や更衣室、男女別トイレ、シャワー室(浴室)のいずれかが整備されている場合は、「既に取り組んでいる」を選択。支援開始後1年以内に整備完了する場合は「支援開始後1年以内に新たに取り組む」を選択。整備している場合は、その写真を応募時に提出する。  ④次世代育成支援対策推進法に基づく認定(「プラチナくるみん」「くるみん」又は「ト
	ライくるみん」)を受けている ※既に取り組んでいる場合は認定証の写しを添付すること □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む
	⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「プラチナえるぼし」 又は「えるぼし」)を受けている ※既に取り組んでいる場合は認定証の写しを添付すること
過去の雇用・研	□ □既に取り組んでいる □支援開始後1年以内に新たに取り組む
修によるトラ ブル (法令の違反によ	⇒ 農の雇用事業等雇用就農関連事業における研修期間中での採択取消を受けている場合や労働 基準監督署を通じて労務管理等の是正指導の有無を記入。該当する場合は、その後に改善出 有の場合 来たかを記入。なお、本件が「有」の場合は、その根拠書類の提示を求める場合がある。 ※「有」で該当する場合、改善から1年以上経過していないと採択されない場合あり。
る労基署からの改 善指導を含む。)	A. 改善した ( 年 月) B. 改善していない
農業次世代人材 投資資金(経営 開始型)・経営 開始資金の受給	ア. 有  → 農業次世代人材投資資金の経営開始型又は経営開始資金を経営者が受給した 実績がある場合は、その受給期間を記入。 ※「有」で該当する場合、現在受給中の場合は、採択されない場合あり。  交付対象期間: 年 月 日~ 年 月 日
有無	交付対象期間:     年     月     日~     年     月     日       ア. 有     イ. 無
当該法人等雇用就農者受け入れに伴う国による他の助成等の有無	→ 有の場合 申請する従業員の関係で、国(厚生労働省等)管轄の「雇用」や「人材育成」に 助成等の名称(
	ア. 有
就業規則の有無	労働基準法で定める就業規則の整備有無と労働基準監督署への届出有無を記入。 整備・届出している場合は、労働基準監督署受付印のある就業規則+規定集全てを提出。 ※ <u>常時従業員10人以上の場合、労働基準法に基づく、就業規則・労基署届出が必要。</u> 10人以上で、就業規則整備されていない場合、採択されない場合あり。
GAP認証の取 得	有の場合 労働基準監督署等への届出 イ. 有 ウ. 無 ア. 有  ①J-GAP、②ASIA-GAP、③Global-GAPのいずれかの認証取得の有無を記入。 県版GAPは対象外。有効期間があるか確認する。
	ア. 有 イ. 無
協力雇用主制度への登録 **1 代表者と連絡が見	※協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことです。法務省では、犯罪や非行をした人の就労支援を一層推進していくために、「協力雇用主」制度を設け、様々な支援施策を実施しています。

- ※2 農業関連売上に含まれるもの(農林業センサスに準じる)

- ・ 農産物の販売額(畜産物、栽培きのこ、養蜂、まゆなどを含む。)
- ・ 自ら営む農家レストランや農産物加工品の製造に仕向けた農産物の見積もり額。
- ・ 観光農園を営んでいる場合の入園料 (入園料金で農産物を一定量収穫させる場合)。
- ・ 農業関連事業である農産物の加工、貸農園・体験農園、観光農園、農家民宿、農家レストラン、海外への輸出の売上。
- ※3 農業部門の数を記載
- ※4 常時使用する従業員の数とは、中小企業基本法第2条に規定する従業員数。「予め解雇の予告を必要とする者」となっており、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者も含まれるが、日雇い(1箇月を超えないもの)、2箇月以内の期限を定めて使用される者、季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者及び試用期間中の者(14日を越えないもの)は含まれない。
- ※5 雇用・研修によるトラブルには、厚生労働省の各種助成金の不正受給も含みます。その場合、不支給措置期間が経過したことをもって、「改善した」と判断します。
- ※6 「等」には経営開始支援資金も含まれます。

#### 2 定着率、新規就農者増加分

記入例

募集回

令和6年度第3回

雇用就農資金を応募申請する年度・回 を記入。

初めて事業(雇用就農資金)を 活用した募集回

令和 4 年度第 1 回

1. 「定着率」要件(表1)

雇用就農資金の補助事業に初めて応募申請した時の募集年度回を記入。 なお、今回応募申請以前に当事業に採択を受けている場合は、その年度回を記入。応募申請 はしたものの採択を受けていない場合は、今回の応募申請における年度回を記入。

雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修 支援事業において、過去5か年度間に事業を活用し、<u>助成金交付実績のある</u>法人等雇用就農者等の数が 2名以上いる場合、<u>定着率が50%以上である必要があります。</u>

農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業(雇用 就農資金は除く)を活用し、助成金交付実績のある<u>研修生が離農後、再度就農している場合は、就農</u> 状況について参考様式⑦に記載の上、申請時に添付してください。

なお、法人等雇用就農者等が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は事業を活用した者から除くことができます。事業を活用した者から除いた者については、下記の「対象年度内に事業を活用した者」の人数には加えないでください。

対象年度	対象年度内に事業を	定着率		
N 家平度		定着	離農	上
平成 31 年度 ~令和 5 年度	4人	3 人	1人	66.6%

- ※ 「多様な人材」: 障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等
- ※ 「やむを得ない事情により離農」:法人等雇用就農者の死亡、天災等やむを得ないと全国農業会議所 が認めた場合の離農
  - 過去、5年間(平成31年度~令和5年度)の農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農資金において、助成金交付実績のある研修生の総数、応募申請時点の定着数、離農数、定着率を記入。
  - 「定着」とは、応募申請時点で継続勤務又は他農業法人等転職、独立就農(親元就農又は新規参入による就農)、農業関係の研修のいずれかに該当。「離農」とは、応募申請時点で退職しており、進路不明・未定、農業以外の他産業に転職のいずれかに該当する場合。
  - 定着率は「定着率=定着÷対象年度内に事業を活用した者」で計算。

※定着率が1/2以上ないと、採択されない場合あり。

- 2 定着率、新規就農者増加分
  - 2. 「増加分支援」要件(表2・3)

①に該当する離農者数と比較して、②に該当する農業界に定着する人数が同数以上である必要があります。

- ※ 今回の応募時点で、令和4年度「雇用就農資金」の助成金交付実績のある法人等雇用就農者がいない場合は、<u>下記①(表2)・②(表3)の記入は不要です。</u>
- ① 過去に雇用就農資金を活用し、<u>助成金交付実績のある</u>法人等雇用就農者の状況<u>(表2)</u> 助成金交付実績のある法人等雇用就農者:
  - ア. 令和4・5年度採択者で、研修継続中の者または助成金交付を受けて研修中止した者
  - イ. 令和6年第1回採択者で助成金交付を受けて研修中止した者

※法人等雇用就農者が多様な人材の場合又はやむを得ない事情により離農した場合は記載不要です。 ※助成金交付実績のある法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式®に記載し、申請時に添付してください。

1000	O					
No.	氏	名	事業活用年度回	就農状況	就農状況(詳細)	
1	農業	太郎	令和4年度1回	離農		
2	農業	次郎	令和4年度2回	独立就農	熊本市南区、大玉トマト(20a)・水稲(30a)	
3	農業	三郎	令和5年度1回	継続勤務		
4	農業	四郎	令和5年度2回	他農業法人転職	熊本市北区、(有)肥後丸農園 (ナス)	
5						
6		<ul><li>■ 雇用就農資金の採択実績のある支援対象従業員のうち、助成金交付実績のある者を全て記入。</li><li>■ 就農状況には、①継続勤務、②他の農業法人等に転職、③独立就農、④親元就農、⑤農業教育機関等で就学、⑥離農、⑦未定・不明(退職後の進路)を記入。</li></ul>				
7	● 独立就農、親元就農の場合は、記入例に示す様な就農地、作目(面積)等の就農状況詳細を記入。					
8	● 農業教育機関等で就学の場合は、「熊本県立農業大学校(合志市)、新規就農研修生(実践農業コース)」等 の就学先詳細を記入。					
9	● 離農は、農業以外の仕事に転職した場合を指す。 ● 未定・不明は、就活中で就職先が決まっていない場合や音信不通で進路が判らない場合を指す。なお、未定・					
10	不明は離農として扱う。  No.1が離職・離農している為、今回の応募申請には、No.1を採用して以降に労働条件が同等の当事業対象となっていない従業員が少なくとも1名定着していないと、新たに応募することは出来ない。					
		<u>っ</u>	ていない促来貝が少なくとも	)1泊止有していないと、利	別たに応募りることは出米ない <u>。</u>	

- ※適宜、行を追加してください。
- ※「就農状況(詳細)」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等 名・就学先の機関等名を記載してください。

「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域(市町村名まで)を記載してください。

「就農状況(詳細)」に上記内容を記載できない場合は、「就農状況」は「不明(離農扱い)」を選択してください。

※就農状況等の申請内容を退職者に問い合わせる可能性があります。

- ② 初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の採用日以降に採用した者(正社員。採用時の年齢49歳以下)のうち、事業対象になっていない者(表3)
  - ※本事業における「正社員」とは、以下のすべてを満たす者とします。
  - ・期間の定めのない雇用契約を締結(独立前提の場合は有期雇用でも可)
  - ・1週間の所定労働時間が35時間以上(年平均)で、主に農畜産物の生産(生産物の加工・販売含む) に関する業務に従事
  - ・雇用保険、労災保険への加入(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険へも加入)

No.	氏名	生年月日	採用年月日	採用時の年齢	採用時 農業経験 5年以内	過去に雇用元の 農業法人等と 正社員としての 雇用関係がない	就農状況	就農状況(詳細)
0	農業太郎	_	2022/2/1	_	_	_	_	_
1	蜜柑四郎	1999/1/1	2022/4/1	22 歳	無	有(バイト1年)	独立就農	熊本市、ナス (30a) ・水稲 (20a)
2	林檎五郎	1980/5/1	2022/9/1	42 歳	有 (1年)	無	継続勤務	
3	葡萄六郎	2002/2/1	2022/10/1	20 歳	無	無	離農	
4 5	以下	こ記載の注書	書き(※)を参	送考に整理	0			
6								
7								
8								
9								
10								

- ※No.0には、初めて事業を活用した募集回における採用年月日が最も早い法人等雇用就農者の氏名・採用年月日を記載してください。
- ※氏名・生年月日・採用年月日等は、法定帳簿である「労働者名簿」より転記してください。 採択後の現地確認時に、労働者名簿を確認します。応募時の情報が事実と異なることが確認できた場合には、 採択を取り消す場合があります。
- ※「就農状況(詳細)」には、「他の法人等で就農」・「農業教育機関等に就学」した場合は就農先の法人等名・ 就学先の機関等名を記載してください。「独立就農」・「親元就農」の場合は、就農した地域(市町村名ま で)を記載してください。「就農状況(詳細)」に上記内容を記載できない場合は、「就農状況」は「不明( 離農扱い)」を選択してください。
- ※雇用契約内容、保険加入状況の要件は、採択後の現地確認時に、雇用契約書、保険関係書類等を確認する場合があります。応募時の情報が事実と異なることが確認できた場合には、採択を取り消す場合があります。

	表 2			表 3	
過去に雇用就農資			事業対象になっ		
金を活用した	うち農業界定着	うち離農者	ていない者	うち農業界定着	うち離農者
法人等雇用就農者	人数	数		人数	数
数	_				
4人	3人	1人	3人	2人	1人

- 補完雇用就農者の要件は、「雇用就農資金を活用し、助成金を受けた後に、離職・離農となった場合、それ以降での新たな応募申請の為には、初めての事業を活用して以降で、事業対象となっていない離農した従業員と労働条件が同等の正社員が、農業界で定着していること」が条件となっている。
- よって、上記の例では、表2の離農者(事業対象者のうち離農者)<表3の定着数(事業対象となっていない労働条件が同等の者)となっている為、応募申請可となる。

#### 3 働き方改革実行計画 に取り組んでいて、引き続き実施」、「新たに取り組む」の いずれかにチェック。必ず実務に応じて実現可能な内容にし 「働き方改革」等の取組状況及び計画 て下さい。「全て取り組む予定はない」にチェックが入った 場合、事業要件を満たさない為、採択されません。また、必 ず取り組み姿勢については、応募申請書類等を従業員に渡す 等して情報共有して下さい。 取組状況 実施項目 (各項目1つに☑) □ 取り組む予定はない 高齢者や育児中の女性等の多様な人材が働ける環境の整備 ☑ 既に取り組んでいて、引続き実施 (短時間労働の導入、労働負荷の軽減の工夫等) □ 新たに取り組む予定 60歳以上の高齢者や育児中の方、障害者等、多様な人材を雇用しており、それぞ れのライフスタイルや仕事適性を尊重し、労働条件を設定したり、職場環境整備 をしているか等。 明確な雇用契約や評価制度等による労務管理の実施 □ 取り組む予定はない (雇用契約書の作成、人事評価の明確な基準 等) ☑ 既に取り組んでいて、引続き実施 □ 新たに取り組む予定 以下のいずれかの取組が行われているか。 ■雇用契約書や労働条件通知書を労使間で交わしており、それに基づく労働時間 管理や休日・有給休暇管理、給与計算等を適切に行っているか。 ●また、昇給や賞与について、従業員の就業姿勢や仕事能力等を査定する人事評 価の基準が整備されており、適切な査定の上、給与支給されているか。 ●技術習得状況の評価や仕事適性の評価を行う仕組みがあるか。等 データ化、マニュアル化、整理整頓等による作業の効率化 □ 取り組む予定はない ☑ 既に取り組んでいて、引続き実施 (データの記録、物や書類の整理 等) □ 新たに取り組む予定 以下のいずれかの取組を行い、作業効率化を図っているか。 ●ITを駆使した生産管理・データ記録の推進 ●GAPやISO、HACCP、有機JAS等第三者の外部認証取得による生産管理、労働安 全衛生管理、データ記録、整理整頓の推進 ●作業マニュアル化による定期的な教育の実施等 □ 取り組む予定はない 農業の特性に合った就労条件の整備や作業の平準化 ☑ 既に取り組んでいて、引続き実施 (農業の繁閑を活かした就労体系 等) 以下のいずれかの取組を行っているか。 □ 新たに取り組む予定 ●繁閑差を活かした年間変型労働時間制の導入により、年間労働(休日)カレ ンダーを整備。従業員に無理のない労働環境を整備。 ●年間を通じ様々な作目導入により、安定した仕事の確保と労働時間の平準化 ●定時での就業、緊急時以外残業無しの労働体系整備。等 □ 取り組む予定はない 有給休暇100%消化の推進。 ☑ 既に取り組んでいて、引続き実施 その他 ノー残業月間の設定と推進。 ワークライフバランスの推進。 □ 新たに取り組む予定 アニバーサリー休暇制度の推進。 スマート農業の導入による労働時間短縮 前述の項目以外で、生産性を高める為の独自の労働環境を

<mark>下記の全ての項目について、「取り組む予定はない」、「既</mark>

#### (働き方改革の参考定義)

若い方や多様な人材が働きやすいように、経営者の意識の向上、作業を省力化する最先端の技術の活用、 労務管理の考え方の導入、生産性の高い取り組みへの見直し、かつ「人」に優しい環境作りができるかとい うことを経営者が考え、取り組み、実現していること。

整備している場合は記入。

#### 4 反社会的勢力の排除に関する誓約



以下枠内に記載の内容について、確認して承諾する場合は、チェックを入れてください。

☑ 以下枠内に記載の反社会的勢力の排除に関する誓約について、承諾します。

雇用主側において、下記の文面を読み、承諾してもらえる場合は、☑を入れる。

事業の申請を行うに当たり、次の事項を誓約し、貴会が必要な場合には、都道府県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 私たちは、反社会的勢力(注)の構成員ではありません。
  - また、これら反社会的勢力と、社会的に非難されるような関係を現在有しておらず、かつ将来にわたって有しません。
    - (注) 反社会的勢力

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する 暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の団体等

- 2 私たちは、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与するような行為を行いません。
- 3 上記事項に反する場合、事業承認及び交付の取消し、受給した交付金の返還請求等、貴会が行う一切の措置について異議、苦情の申立を行いません。

#### 5 個人情報の取扱いに関する同意

以下枠内の個人情報の取扱いについて、<u>経営者、研修指導者及び法人等雇用就農者の全員が確</u>認して承諾する場合は、チェックを入れてください。

☑ 以下枠内に記載の個人情報の取扱いについて、承諾します。

経営者、研修指導者、申請する従業員の全てにおいて、応募申請書類の内容を確認した上で、下記の関係機関から問い合わせがあった場合は、法人の情報、研修指導者や従業員の個人情報等を開示する場合がある。その開示了解を頂ける場合は、☑を入れる。

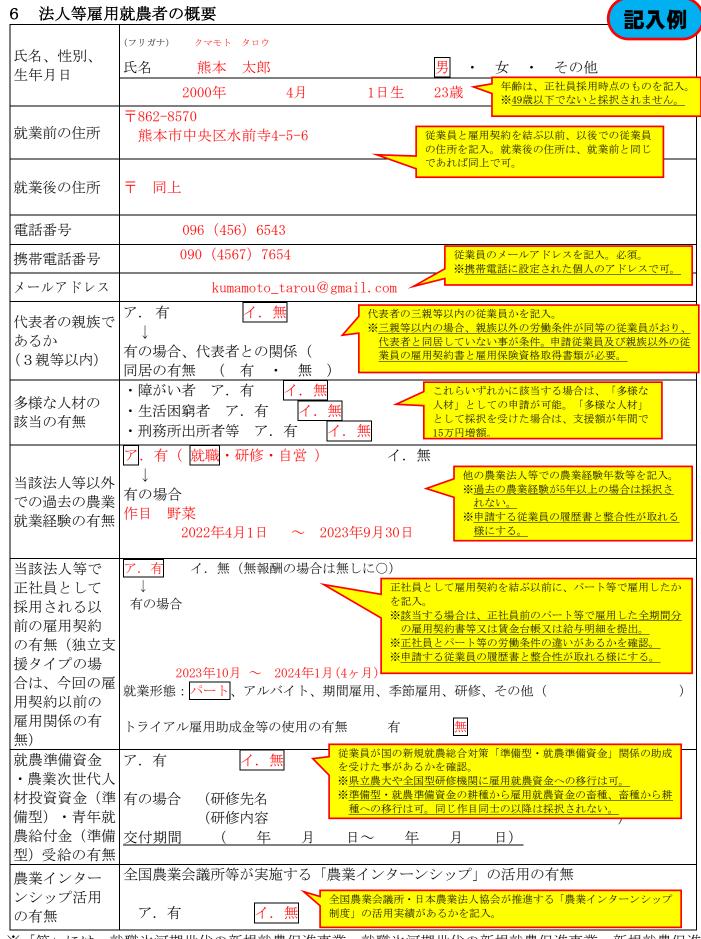
#### 雇用就農資金に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、雇用就農資金の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業による法人等雇用就農者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業の実施のために、提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録し、必要最小限度内において関係機関(注)へ提供します。なお、提供された情報に基づき、関係機関が確認等のため連絡を行う場合があります。

関係機関

国、事業実施主体、事業実施主体から業務の一部を委託された者、都道府県、農林業振興公 社、青年農業者等育成センター、市町村、農業共済組合



※「等」には、就職氷河期世代の新規就農促進事業、就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進 研修支援事業、就農準備支援事業、就農準備支援資金が含まれます。



当該法人等雇用就農者の支援終了後の予定(どちらかに○を記入)

(○) 当該農業法人等で引き続き就業

( )独立就農

将来ビジョン

雇用就農資金の支援が終了して以降で、「引き続き就業」か「独立就農」かを記入。<u>必ず</u>申請する従業員の意向を確認しておく。なお、独立就農の場合は、研修計画に経営ノウハウに関する指導を行うことや、支援終了後の独立就農に向けたフォローが必須。

|支援終了直後、5年後、10年後の役職や業務内容又は独立の状況(全て記載)

支援終了直後 (役職無し従業員:研修で学んだ作業全般が一人で出来る)

支援終了5年後(係長:新入社員の教育指導が出来る)

支援終了10年後 (課長:営農計画・管理、収支計画・管理が出来る)

支援終了直後(5年目)、支援終了5年後(9年目)、支援終了10年度(14年目)で対象従業員にどの様な仕事を任せるか、雇用主側の期待する事等含めて整理する。役職があれば、併せて記入する。なお、<u>前述で独立</u>就農を選択された場合は、どの段階で独立就農するか、経営面積、作目等の就農ビジョンを整理する。支援終了直後で独立就農(作目・面積を記入)する場合は、5年後、10年後は経営発展計画(面積・売上額等就農ビジョン)等を記載する。

※支援終了後、独立就農を行う場合は、独立に向けたサポート内容を記載してください。

前述で独立就農を選ばれた場合は、独立就農に向けた雇用主側のサポート内容を整理する。例えば、農地取得の仲介や施設、農業機械等の貸与、販売先の斡旋・紹介、若手農家組織の紹介、独立就農後の営農状況巡回指導等。

#### 7 雇用契約内容確認書

<u>正社員採用時点の労働条件を記入。</u>就業規則や雇用契約書がある場合は、それと整合性が取れる様に整理すること。必ず、労働実態や給与支給実態と整合性が取れるようにすること。



正社員として 2024年2月1日 雇用契約等の上での正社員採用日を記入。 の採用日 ※「独立支援タイプ」の場合は、採用」 本件は、「面接等し、内定した日」ではありません。内定時点で は労使間で雇用契約が結ばれていない為、採用とはなりません。 2024年2月1日 正社員として ※募集回毎に定める採用期間であるかを確認 の勤務開始日 ※「独立支援タイプ」の場合は、勤務開始日<del>、採用日以降で、正社員として初めて勤務を開始した日を</del> 記入。 □雇用期間の定め有り 出勤簿等を確認すること。 ※募集回毎に定める採用期間内に就業開始しているか 雇用期間 (雇用期間 年 月 日~ 年 月 日) を確認。 ☑雇用期間の定め無し 雇用形態 正社員・契約社員・パートタイマー・嘱託・ (そd 所在地と勤務場所が異なる場合は、必ず 勤務場所の住所を記入すること 就業の場所 当法人が管理する農場 (熊本市中央区、東区) 従事すべき 当法人が生産する農産物の生産から販売に係わる一連の業務及び事務作業 業務の内容 従業員が従事する全ての業務内容を記入すること。 始業 · 終業 ※生産の業務に携わっていない場合、採択されない場合あり。 始業・終業の時刻等 の時刻、 ※変形労働時間制、シフト制等による始業・終業時間が異なる場合は、異なる 休憩時間、 年間を通じて、始業・終業時間、労働時間が変わる場合は変形労働時間制をチ ごとに記載 所定時間外 エックし、1年を通じて時期毎の始業・終業時間、休憩時間を記入。 ① (9月~5月)労働の有無 始業 (8時00分) 終業 (17時30分)、休憩時間 (90)分 等に関する 事項 (6月~~8月)始業 (7時00分) 終業 (17時00分)、休憩時間 (120)分 ( 月~ 月) 始業( 時 分)終業( 時 分)、休憩時間( )分 月~ 月) ( 始業( 時 分)、休憩時間( 時 分)終業( 労働基準法に準拠した休憩時間が ②法律で定める休憩時間の採用【 無 **\** 雇用契約等で規定されているか。 ※規定されていない場合、採択さ (休憩:6時間を超える労働に対し45分以上、 れない。 8時間を超える労働に対し1時間以上) 労働時間 ※日並びに週の所定労働時間が変形労働時間制、シフト制等による始業・終業 時間が異なる場合は、異なるごとに記載 前述で、季節毎に始業・終業時間、休憩時間が変わ る様な記載をされている場合は、割り振った月毎に ① (9月~5月)1日所定、週所定の労働時間を記入。週所定労働時 間は、平均で計算するか又は1日所定労働時間×週 所定労働時間40時間/週(8時間/日) 勤務日数で計算するかのいずれかの方法で整理。な (6月~~8月)お、年間労働カレンダーで変動がある様な内容の場 合は、年間労働カレンダーの年間所定労働時間÷12 所定労働時間40時間/週(8時間/日) ヶ月÷4週に基づき計算すること。 ※年間平均で週所定労働時間35時間以上の契約に ( 月~ 月) ならない場合は、採択されない。 所定労働時間 時間/週( 月~ 月) ( 所定労働時間 時間/週( 時間/日) ②年間の所定労働時間(2080時間 ●年間所定労働時間= (1年356日-年間定例休日-その他休暇)×1日所定労働時間 ③所定外労働時間 ※その他休暇は、全従業員が1年の中で定例休日以外に決まった日 数休む事が出来る休暇。夏季・年末年始休暇等。 有 (年120時間)・ 無 【例】<u>(365日-年間定例休日96日+その他休暇9日) ×1日8時間</u> ●年間所定外労働時間は、繁閑差や緊急時等を考慮し、目安の時間 を設定すること。 (計算根拠等は必要)

休 日	1 定例日(※週・月当たり2日) 2 法律で定める休日の採用【 有 ・ 無 】 (休日:少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えること。)  労働基準法に準拠した定例の休日が雇用契約等で規定されているか。 ※規定されていない場合、採択されない。
休暇	1 年次有給休暇 10 日 法律で定める年次有給休暇の採用【 有 ・ 無 】 (年次有給休暇:従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8 割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日(3年6ヶ月以後は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。) 労働基準法に準拠した年次有給休暇が雇用契約等で規定されているか。 ※規定されていない場合、採択されない。 ※有給休暇は、法律改正に伴い、従業員からの取得申出が無い場合、1年の中で、5日以上の時季指定を雇用主が行うことを義務化。 2 その他の休暇9日(休暇名:盆休み3日、年末3日・年始3日、アニバーサリー休暇(話し合いによる))
<b>金</b>	1 賃金
退職に関する事項	1 定年制【 有 (60歳)・ 無 】2 自己都合退職の手続(退職する30日以上前に届け出ること)3 解雇の事由及び手続(備考欄に記載の通り)

保険の加入 状況 ※ 応募時の 状況を記 入い。	1 労働保険の適用 労災保険 ☑加入済 □申請中(申請予定を含む) □加入しない 雇用保険 ☑加入済 □申請中(申請予定を含む) □加入しない 2 社会保険の適用 厚生年金 ☑加入済 □加入しない 健康保険 ☑加入済 □加入しない
	※ 雇用保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険、健康保険の加入を証する書類 については、初回の現地確認の際に、確認させていただきます。
その他	1 育児休業 ( 有 ・ 無 ) 育児休業、介護休業は、「育児介護休業法」と言う法律 2 介護休業 ( 有 ・ 無 ) は、原則、雇用主はそれを拒む事が出来ないという内容 のものです。したがって、「無」とする内容は、法律的 にも好ましい事ではありません。
備考	※上記事項で追記すべきことがあれば記載ください。  前述の雇用契約内容に関連して、「特記事項」があれば、下記の様に記入。 特に、「解雇の事由及び手続き」は就業規則が整備されていれば、その中に織り込まれるものの、 整備されていない場合は雇用契約書等で別記する等する事が望ましい。この記載がない場合は、解 雇手続き等に際して、トラブルケースが多い。  完全週休2日制、年間休日数105日(定休日+その他特別休暇含む) ※年間労働(休日)カレンダーにより規定。 (昇給)
	仕事適性・能力や就業姿勢等を実務評価・面談評価し、判断する。経営状況により、支給しない場合あり。 (賞与) 経営状況や会社貢献度等により、判断し、毎年1回、12月に行う。なお、経営状況により、支給しない場合あり。 (定年制)
	定年は60歳とするが、本人希望により、65歳まで継続雇用あり。継続雇用に際しては、労使間での話し合いにより、その時の責任・権限・体力等を考慮し、労働条件を変更する場合あり。 (解雇の事由及び手続) ①身体、精神の障害により、業務に耐えられないとき、②勤務成績不良で就業に適さないと認められたとき、③会社命令に従わなかったり、法令等の違反が認められたとき、④会社やそこで働く従業員を故意に傷つけたとき、⑤天災事変等により、業務縮小や事業の継続が困難なとき。①については、
	一定期間休業期間を置き、それでも業務に耐えられないとき、②~④については改善指導しても改善の方向性が認められない場合、30日前に解雇の予告をするか、又は30日以上の平均賃金を支払って解雇する場合がある。

#### 研修計画



(1) 助成期間(※研修において、栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とし、研修終了後に独 立する場合は、これに加え経営ノウハウの技術も必須です。)

研修期間(助成期間)

2025年2月1日

 $\sim 2029$ 年1月31日

(2) 研修計画

令和6年度第3回募集は、上記の研修期間となります。

- ※ 就農に関するポータルサイト(農業をはじめる, IP)に計画の登録を行っていない場合は、「就農に関 するポータルサイトに掲載している研修計画と異なる」を選択し、(3)に計画を入力して下さい。
- ※ 就農に関するポータルサイト(農業をはじめる.JP)に計画の登録を行っていて、修正をしない場合は、 「就農に関するポータルサイトに掲載している研修計画」を選択してください。その場合、「研修指導 者」欄のみを入力してください。「研修1年目」以降の欄の入力は不要です。
  - □ 就農に関するポータルサイトに掲載している研修計画
  - ✓ 就農に関するポータルサイトに掲載している研修計画と異なる(→(3)記載)

雇用就農資金では、研修計画等を全国新規就農相談センターが運営する「農業をはじめる.jp」に登録する事が事業要件化され ています。詳細は、熊本県農業会議HPの新着情報「雇用就農資金募集・採択情報」の「採択結果等」を確認下さい。 黑粉彩黑 ※登録手続きが完了しないと、採択されない場合あり。

(3) 就農に関するポータルサイトに掲載している研修計画と異なる場合の研修計画 研修指導者

研修指導者

役員:該当する・<mark>しない</mark> 役職: <mark>農場長</mark> |役員:該当する・しない 役職:

氏名:肥後 次郎

氏名:

農業経験年数: 年

農業経験年数:8年

研修指導者として登録できる者は、経営者(役員)又は従業員であり、農業経験が5年以上の者となります。5年に満たない者が 研修指導者となる場合は、認定農業者の認定を受けている法人の代表者か、農業次世代人材投資事業経営開始型の早期経営確立 者である事が必要です。なお、1人の研修指導者が指導出来る人数制限はないものの、極端に受け持ち従業員が多い場合、下記 の研修を年間300時間(月25時間)以上実施可能か等を確認及び、別で理由書を提出頂く場合があります。

研修1年目※各年、箇条書きで最低5項目以上記載してください。

従事させる作業等

左記の作業において習得させる技術等

- ① 農作業全般
- ② 農業機械作業
- ③ 出荷·販売作業
- ④ 資材管理
- ⑤ 整理・整頓・清掃作業

※農作業全般

耕起、播種、育苗、定植、灌水、防除、施肥、追肥、芽摘み、

葉かぎ、誘引、収穫、草刈りの一連の行程

※機械作業

トラクター、けん引機、管理機、フォークリフト

動力噴霧器、刈払機

- ① 作業の意味と流れ、無理のない姿勢での作 業方法習得。
- ② 各種農業機械の免許取得とそれを活かした 安全管理・基本操作の習得。
- ③ 出荷・販売の意味と流れの習得。
- ④ 資材の在庫管理の意味と方法を習得。
- ⑤ 圃場・出荷調整場における3S活動の意味と 作業の習得。

「従事させる作業等」、「左記の作業において習得させる作業等」については、 ①研修1年目、②研修2年目、③研修3年目、④研修4年目、それぞれ必ず5項目以 上記入下さい。なお、従業員の成長を目的とする為、同じ作業であっても、習得 させる技術等は原則、異なる内容を記入する必要があります。

※過去「雇用就農資金」で当県において採択を受けている経営体の研修計画につ いては、熊本県農業会議HPの新着情報「雇用就農資金募集・採択情報」の「採 択結果等」から閲覧出来ます。

## 研修2年目

記入例

従事させる作業等	左記の作業において習得させる技術等
① 農作業全般	① 仕事の段取りと効率的な作業方法の習得。
② 農業機械作業	② 圃場条件等に応じた機械操作と効率的な作
	業方法の習得。
③ 出荷作業	③ 商品受注状況・顧客要望に応じた収穫・出荷
	調整方法と効率的な作業方法の習得。
④ 資材管理	④ 在庫状況に応じた資材注文方法の習得。
⑤ 整理・整頓・清掃作業	⑤ 整理・整頓・清掃のタイミングと効率的な作
	業方法の習得。
⑥ 緊急時対応(台風・大雨等)	⑥ 緊急時のハウス管理方法の習得。

#### 研修3年目

9119						
	従事させる作業等		左記の作業において習得させる技術等			
1	農作業全般	1	年間の作付計画作成と計画に応じた作業実			
			施の習得。			
			天候に応じた作業判断技術。			
2	ハウス建設	2	ハウス建設技術の習得。			
3	機械作業	3	農業機械整備技術の習得と農機整備技能士			
			免許の取得。			
4	出荷・販売作業	4	顧客要望及び商品受注の方法の習得。			
<b>(5)</b>	資材管理	<b>(5)</b>	各種展示会等に参加し、新商品情報収集と資			
			材の試験導入方法の習得。			
6	整理・整頓・清掃作業	6	整理・整頓・清掃手順書作成の習得。			

### 研修4年目

	従事させる作業等		左記の作業において習得させる技術等
1	農作業全般	1	担当圃場を設定し、作業全般を任せ、判断力
			を習得。
			作業手順書の作成方法の習得。
2	農業機械作業	2	機械の利用状況、不具合の把握とそれに応じ
			た整備方法の習得
			農業機械の簡易点検手順書の作成方法及び
			従業員への周知方法の習得。
3	安全管理	3	農作業事故記録及び改善書の整備及び従業
			員への周知方法の習得。
4	資金管理	4	農作業に伴う支出と農産物販売に伴う収入
			の大枠把握(決算書作成の考え方・読み方)。
<b>(5)</b>	従業員管理	<b>(5)</b>	外国人技能実習生、パート従業員への効果的
			な作業指示や進捗管理方法の習得。

独立支援で申請する場合は、上記④に ある様な経営ノウハウの指導が必須。



の営農指導員、農業高校・大学校の 農業関連教職員を含みます。

### 履 歴 書 (法人等雇用就農者)

2024年10月15日 現在

くまもと たろう ふりがな 熊本 太郎 氏 名 生年月日 2020年 4月 1日 生 ふりがな 電話 くまもとしちゅうおうくすいぜんじ 096 (456) 6543 現住所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺4-5-6 ふりがな 電話 連絡先 090 (4567) 7654 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 携帯電話番号は必ず記入する。

経歴は、必ず〈最終学歴〉、〈職歴〉 を記入すること。職歴は空白期間のない様に記入すること。

	<u> </u>	<u>様に記入すること。</u>	
年	月	経 歴	農業就業期間等
		して勘違いされがちである。	た期間があれば、農業経験と為、農業生産活動や営農指導
2020	3		であれば、その業務内容を記 操指導員や農業関連学校で教 農業経験にカウントする。
		<職歴>	
2020	4	○○農業協同組合入組(業務:ガソリンスタンド)	
2021	12	世事探しをしていた期間は「求職中」、体 長不良で療養していた期間は「休職中」と して下さい。	
		求職中(2022年1月~3月)	
2022	4	肥後農園就職 (パート従業員、トマト生産担当)	0
2023	9	思している。 現職以前に農業関係の仕事をした期間があれば、業務内容等記入下さい。	0
2023	10	株式会社肥後熊本ファーム入社(常時パート従業員)	0
2024	2	株式会社肥後熊本ファーム(正社員昇格)	
		正社員前にパート等で雇用されていた 期間があれば、上記の様に記入下さい。 現在に至る	
		を付ける       有償で農	に該当する箇所は、「〇」 。ここで言う農業経験は、 業生産活動に携わった経験 職の農業普及指導員、農協

	T	T	(記入例)
年	月	経歴	農業就業期間等
年	月	免 許 ・ 資 格	
2019	8	危険物取扱者免許取得	
2020	1	大型特種農耕車限定免許取得	

通勤時間		
約	時間	30分
扶養家族(韓	配偶者を	除く)
		1人
≖¬ /田 <del>土</del> ∠		
配偶者		
*	有	無
	<u> </u>	
/m -+/ 1± :		
配偶者の扶着	<b>養義</b> 務	
		·
*	有・	無
		****

※ 農業就業期間等に該当する場合は、〇をご記入ください。なお、農業就業期間等とは、農業 法人等の従業員(パート、期間雇用、季節雇用、アルバイトを含む。)及び研修受講生として 農業生産に従事した期間並びに自営農業に従事した期間の合計です。

### 参考様式②

# 記入例

## 履 歴 書 (研修指導者用)

2024年10月15日 現在

2024年10	月15日 現在	
ふりがな	ひご じろう	d b
氏 名	肥後次郎	
生年月日	1995年5月1日 生	
ふりがな	くまもとしちゅうおうくすいぜんじ	電話
現住所	〒862−8570	096 (345) 6789
	熊本市中央区水前寺9876	
ふりがな		電話
連絡先	〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)	090 (345) 6789
	携帯電話番号は必ず記入する。	

年	月	経歴		農業経験
2015	3	記	八。仕事探しる	期間は「有償」か、「無償」かをしていた期間は「求職中」、
2015	4		長不良で療養 下さい。	していた期間は「休職中」とし
2016	4	○○農業協同組合入組(業務:営農指導員) 自社以外で農業経験	<b>騒がある場合</b> は	
2020	3	〇〇農業協同組合退組 務内容を記入下さい 経験にカウントする	ハ。営農指導は	
2020	4	株式会社肥後熊本ファーム入社		0
2022	4	株式会社肥後熊本ファーム 農場長就任		
		現	在に至る 	
			を付け	□   □   □   □   □   □   □   □   □   □
			の他、 農指導	県職の普及指導員、農協の営
			751	7 3. 7 4
\•\/ ## \\\				

※ 農業経験に該当する場合は、○をご記入ください。

なお、農業経験には、普及指導員やJAの営農指導員、農業高校・大学校の教職員として指導した経験等を含みます。

#### (1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (農業経営体向け)

農業法人等名:株式会社肥後熊本ファーム 代表者氏名:<u>肥後 一郎</u>

項目でご不明な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・農業経営体編)

https://www.be-farmer.jp/assets/file/farmer/file\_fund/file\_checksheet\_leaflet\_course01.pdf?d= 20240528162324

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
1	Ø	肥料の適正な保管
2	abla	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
3	$\square$	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
4		有機物の適正な施用による土づくりを検討
	申請時 (します)	(2) 適正な防除
5	$\square$	農薬の適正な使用・保管
6		農薬の使用状況等の記録・保存
7	$\square$	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努 める
8	abla	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
9	Ø	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
10		農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
11)	abla	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
11)	Ø	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
13	$\square$	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
	申請時 (します)	(6) エネルギーの節減
14)	$\square$	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)
15)	Ø	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
16)	Ø	みどりの食料システム戦略の理解
17)		関係法令の遵守
18	abla	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
19	Ø	正しい知識に基づく作業安全に努める

- 耕種と畜種の複合経営をしている場合は、売上金額の高い方の内容で
- 「環境負荷低減クロスコンプライアンスチェックシート」を記入。 農業経営体向けについては、上記のチェックについて、全ての内容が 満たされることが採の条件。
- 畜産経営体向けは、飼料生産を行っているか否か等該当しない内容が あれば、該当しないに☑して構わない。
- 応募申請時は、本件のチェックのみであるものの、採択後の助成金申 請等に際して、その取組状況等についてチェック表の提出を求められ る場合あり。

( 2	2) 環境負荷	苛低減のクロスコンプライアンスチェックシート <b>(畜産経営体向け)</b>	
農業	<b>美法人等名</b>	: 代表者氏名:	
項目	目でご不明力	な点がある場合は、農林水産省の解説書をご参照ください。	
(野	環境負荷低液	咸のクロスコンプライアンスチェックシート解説書・畜産経営体編)	
htt	ps://www.b	pe-farmer.jp/assets/file/farmer/file_fund/file_checksheet_leaflet_course02.p	df?d=
202	4052816232	<u>24</u>	
<b>*</b> 0	つ記載内容に	こ「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時の	のチュ
ツク	は不要です	す。	
	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	
		※飼料生産を行う場合(該当しない ☑ )	
		肥料の適正な保管	
		※飼料生産を行う場合(該当しない ☑ )	
		肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
	申請時	(2) 適正な防除	
	(します)	(2) 適正な別株	
		※飼料生産を行う場合(該当しない ☑ )	
		農薬の適正な使用・保管	
		※飼料生産を行う場合(該当しない ☑ )	
		農薬の使用状況等の記録・保存	
	1	※飼料生産を行う場合(該当しない ☑ )	
		病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	
6	$\square$	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
	申請時		
0	(します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	
7	Ø	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
8		※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない ☑)   家畜排せつ物の管理基準の遵守	
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
9		プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	
10		※特定事業場である場合(該当しない ☑) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	
12	<b>Z</b>	みどりの食料システム戦略の理解	
13	<u> </u>	関係法令の遵守	
14	$lue{oldsymbol{arphi}}$	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	
15	$lue{oldsymbol{arphi}}$	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	
15	$lue{oldsymbol{arphi}}$	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
		展来機械等の表直・単向の適切な整備と管理の実施に劣める 正しい知識に基づく作業安全に努める	
16	Ø	上しV AH吸に在フトTF未久上に分のの	